

令和7年度 第4回人事委員会議事録

一 日 時 令和7年6月19日(木) 午前10時00分から10時20分まで

二 場 所 人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

三 出席者

- 1 人事委員 委 員 長 中 本 久美子
委 員 細 田 耕 治
委 員 小 松 哲 也
- 2 事務局職員 事 務 局 長 丸 山 真 治 次長兼給与課長 灘 尾 幸 三
任 用 課 長 湯ノ口 修 係 長 浅 田 瑞 生
係 長 河 崎 卓 哉 係 長 前 田 智 大
主 事 玉 谷 航 祐 主 事 蓮 佛 藍 子
※事務局職員の委員室への入室は説明者など必要最小限の人数とし、必要に応じ
て執務室から呼び出す形で対応
- 3 傍聴者 なし

四 議 題

議案第1号 鳥取県職員採用試験(令和8年4月採用予定 大学卒業程度(事務(キャリア総合コース)、土木(早期卒)))の採用候補者の決定及び採用候補者名簿の確定について

議案第2号 選考により採用する職に係る承認について(文化財主事)

議案第3号 選考により採用する職に係る承認について(講師(看護教員))

五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第2号及び第3号は公開、議案第1号は非公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号

鳥取県職員採用試験(令和8年4月採用予定 大学卒業程度(事務(キャリア総合コース)、土木(早期卒)))の採用候補者の決定及び採用候補者名簿の確定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

◇議案第2号

選考により採用する職に係る承認について(文化財主事)について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県知事から下記のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認する。

記

1 申請理由

申請のあった職	採用予定者数	申請理由
---------	--------	------

文化財主事 (埋蔵文化財担当)	1 名	文化財主事の職は、専門性の高い職種で競争試験による人員確保が困難であるところ、出土品を適切に保存・管理できる人材及び文化財建造物の保存・管理に関する相談件数の増加に対応するための人材を確保する必要があるため。
文化財主事 (建造物担当)	1 名	

2 採用予定日

令和 8 年 4 月 1 日

(ただし、任用候補者の資格取得状況等により、それ以前に採用する場合もあり得る。)

3 配属先及び職務内容

(1) 配属先

地域社会振興部文化財局、埋蔵文化財センター、青谷かみじち史跡公園、むきばんだ史跡公園等

(2) 職務内容

文化財の保存や活用に関する調査や事業の企画立案、市町村・文化財所有者への助言、補助金業務、埋蔵文化財の発掘調査に関する事務等

ア 埋蔵文化財担当

保存科学に係る知識等を活かした埋蔵文化財の保存処理や文化財の保存環境の管理を行う専門的な業務、文化財行政に関する業務

イ 建造物担当

建築学に係る知識等を活かした歴史的建造物及び史跡内建物等の保存修理や管理、調査研究を行う専門的な業務、文化財行政に関する業務

4 能力実証の方法

知事部局において選考試験を実施

(1) 受験資格

ア 年齢要件

平成 2 年 4 月 2 日以降に生まれた人 (35 歳以下)

イ 資格・免許等

職種	資格・免許等
文化財主事 (埋蔵文化財担当)	大学又は大学院で文化財保存科学を専攻して卒業(修了)した人又は令和 8 年 3 月 31 日までに卒業(修了)する見込みのある人
文化財主事 (建造物担当)	大学又は大学院で建築史又はこれに相当する科目を履修し、建築学その他これに類する科目を専攻して卒業(修了)した人又は令和 8 年 3 月 31 日までに卒業(修了)見込みの人

(2) 選定方法

○基礎能力試験 職務に共通して求められる基礎的な能力についての筆記試験

○専門試験 文化財主事に必要な専門知識についての筆記試験

※出題分野

職種	出題分野
文化財主事 (埋蔵文化財担当)	保存科学、歴史学及び考古学や埋蔵文化財の調査等に関する知識、文化財保護制度に関する知識
文化財主事	建築学(建築史、都市計画等)、歴史学等に関する知識、文化財

(建造物担当)	保護制度に関する知識
---------	------------

- 適性検査 職務遂行に関する適性についての検査
○人物試験 個別面接による人物、専門知識についての口述試験

(3) 試験実施スケジュール (予定)

- 6月20日(金) 募集開始
7月18日(金) 募集〆切
8月 3日(日) 試験日
8月20日(水) 合格発表

5 人事委員会の判断

上記の職は「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また、選定方法も適当であると判断する。

◇議案第3号

選考により採用する職に係る承認について(講師(看護教員))、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県知事から下記のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認する。

記

1 申請理由

申請のあった職	採用予定者数	申請理由
講師 (看護教員)	1名程度	専門性の高い職種で、配置換えや競争試験等による人員確保が困難な状況である上、既に欠員が生じていることから、当該職種の職員を採用する必要があるため。

2 採用予定日

令和8年4月1日

※採用候補者と調整の上、それ以前に採用する場合もあり得る。

3 配属先及び職務内容

(1) 配属先

鳥取看護専門学校、倉吉総合看護専門学校

(2) 職務内容

看護師等養成施設において、講師(専任教員)として、講義(看護専門科目)、実習指導、学生指導等に従事

4 能力実証の方法

知事部局において選考試験を実施

(1) 受験資格

ア 年齢要件

昭和41年4月2日以降に生まれた人(59歳以下)

イ 資格・免許等

保健師助産師看護師法第7条に規定する看護師免許を有する人で、次の①、②のいずれかに

該当する人（令和8年3月31日までに該当する見込みの人を含む）

①保健師、助産師又は看護師として5年以上業務に従事した人で、専任教員として必要な研修（※1）を修了した人、又は看護師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる人

②保健師、助産師又は看護師として基礎看護、成人看護、老年看護、小児看護、母性看護、精神看護又は在宅看護に係る業務のうちいずれかの業務に3年以上従事した人で、学校教育法における大学において教育に関する科目（※2）を履修して卒業した人又は大学院において教育に関する科目を履修した人（教育に関する科目の履修は4単位以上必要）

※1 厚生労働省が認定した専任教員養成講習会（旧厚生省が委託実施したもの及び厚生労働省が認定した看護教員養成講習会を含む。）、旧厚生労働省看護研修研究センターの看護教員養成課程、国立保健医療科学院の専門課程（平成14年度及び平成15年度 旧国立公衆衛生院の専攻課程看護コースを含む。）及び専門課程地域保健福祉分野（平成16年度）

※2 教育の本質・目標、心身の発達と学習の過程、教育の方法・技術及び教科教育法に関する科目

（2）選定方法

○経歴評定 職務遂行に必要な経歴、専門性等について評定

○論文試験 公務員として必要な識見、思考力、表現力などの能力についての筆記試験

○人物試験 個別面接による人物、専門知識についての口述試験

5 試験実施スケジュール（予定）

6月20日（金） 募集開始

8月22日（金） 募集締切

9月 7日（日） 試験日

9月19日（金） 合格発表

6 人事委員会の判断

上記の職は「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また、選定方法も適当であると判断する。

六 次回人事委員会の開催

令和7年6月27日（金）午前10時00分から開催することとした。